

平成31年 2月28日 生活環境委員会 議事録
10時00分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 田中 実穂

副委員長 北地 範久

委員 小田上 尚典、賀屋 幸治、和田 芳弘、藤井 馨、細川 雅子

議長 児玉 朋也

○欠席委員 なし

○田中委員長 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催、ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○田中委員長 ありがとうございます。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いをしておきます。委員会での質疑につきましては、会議規則第56条の規定で3回までとなっておりますので、委員の皆さん、御協力のほど、お願いをいたします。また、執行部の方々には、再質問の必要がないように聞かれたことに対する簡明なる御答弁をあわせてよろしくお願いをいたします。また、この委員会を終了後に協議会が予定をされておりますので、どうか皆さんの運営への御協力をよろしくお願いをしておきます。

それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第13号、大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部のほうから、きのうの本会議場で説明がございましたが、追加説明等があればお願いをいたします。

よろしいですか。総務部長。

ないということでございますので、それでは、本件に対する質疑を求めます。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。

この中身ですけども、公共施設等のバリアフリー化を推進する方針とか、構想とかありますけども、現在、公共施設でバリアフリー化がまだできていないという施設はどれぐらい残っていますか。それとも、もう全部できていますということなのか。また、残っているとしたら、その改善、改修はどういうふうに計画をされているかという、このことについてお願いします。

○田中委員長 では、執行部の答弁を求めます。

担当、どこになるのかね。総務になるのかな。市民生活になるの。答えられる人。質問の要旨わかる。賀屋委員、これバリアフリー化って全体なの、全部なの。

○賀屋委員 公共施設。

○田中委員長 公共施設全部の。ということで、答えられる人。

副市長。

○太田副市長 バリアフリー、エレベーター等、私どもとしてもバリアフリー化で進めているところでございますが、まだまだ公民館等含め、バリアフリー化ができていない施設もございます。また、道路、一部歩道等についてもバリアフリー化については、課題が残っておるものと思っております。これから順次、改善していきたいとは考えております。また、今回出ております議案にありますきのうの提案説明でも申しましたように、今回のバリアフリーについては、大竹駅改修に伴う駅周辺についてのバリアフリーをまず進めていこうというものでございます。御理解のところ、よろしくお願いいたします。

○田中委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 おはようございます。

たくさんあるので、幾つか数が多くなると思いますが、お許してください。

まず、大竹市地域福祉等推進協議会についてですが、これは読ませていただいたところ、第2期の大竹市地域福祉計画策定委員会ですかね、これを土台にしているのかなと思ったのですが、そこら辺がどうなのかということと、そこから変わった点について御説明をお願いいたします。

2点目の大竹市老人ホーム入所判定委員会ですね。これも今、判定委員会があるんですけども、これの変更点ですよ。特に任期が2年から3年になっているようです。これの理由。あと、ここで判定している入所施設ですが、現在の老人ホーム入所判定委員会設置要綱を見させていただきますと、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームと書かれておりますが、今、大竹では具体的に言うと、何と何があるかというのを教えていただければうれしいです。

3つ目です。大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会でございますが、これも今あるというか、老人福祉専門委員会が土台になっているように思いました。委員構成とかが今回、結構明確になったのかとは思いましたが、構成の中で(3)地域における保健、医療、福祉及び介護の関係者と(4)高齢者福祉等に関する知識経験を有する者というのが、ちょっと私、違いがよくわからなくて、この辺の構成員に関する考え方を教えていただければうれしいです。

以上、3点お願いします。

○田中委員長 3点ございました。

佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 それでは1点目の大竹市地域福祉等推進協議会についてでございます。第2期の大竹市地域福祉計画策定委員会が土台になっているかという点でございますが、

次の第3期を策定するという点では土台になっているということがいえるかと思いますが、平成29年度に社会福祉法の改正がありまして、これまで地域福祉計画が任意であったものが努力義務になったといった点、それから、これまでなかった高齢者、障害者、児童などの福祉の各分野の計画の上位計画に位置づけられることになったといったところで、その性格が大きく異なっております。そのために委員の構成も従前の第2期の大竹市地域福祉計画策定委員会、当時策定のためだけに設置したのですが、委員の構成も大きく変えております。そういったところから引き続きの計画ではありますが、内容は大きく異なっているといったところが大きな変更点でございます。

2点目の大竹市老人ホーム入所判定委員会の任期が変わった点でございますが、特に大きな理由はございません。これまで2年だったものを3年にしたというのは、ちょっとほかの期間の3年に合わせたということが正直なところではございますが、ほとんど充て職でございますので、その充て職となっている方が異動等で変わった場合には、その残期間を次の方を充てるということにしておりますので、さほどいろんな団体から推薦をいただいたりとかいったことをしておりませんので、その辺を考慮しまして3年にしたといったところでございます。

それから、入所施設につきましては、特別養護老人ホームと、それから養護老人ホーム、それらの入所措置の要否ということなんですが、実態としては、主に養護老人ホーム、大竹市内でいえば、ゆうあいの里となります。特別養護老人ホームとして、ゆうあいホームもあるんですが、事例としては余りないということで、大竹市内でいえば、ゆうあいの里の入所措置の要否を検討する場ではあるんですが、大竹市外への養護老人ホームへの入所措置ということもあり得ますので、主に近隣の岩国市であったり、廿日市市であったり、そういった所への養護老人ホームへの入所措置の要否の判定も行っております。

最後の大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会の委員でございます。(3) 地域における保健、医療、福祉及び介護の関係者と(4) 高齢者福祉等に関する知識経験を有する者との違いでございますけど、最初のほうは、医師会、歯科医師会、薬剤師会、そういったところの医療等の関係者から出ていただくことを想定しておりますし、後者のほうは、社会福祉協議会であるとか、民生委員児童委員協議会であるとか、そういう地域福祉を担う方からの選任ということを考えております。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

大竹市地域福祉等推進協議会のほうについて、法律が変わったとか、幾つか変わった点があるので、委員構成も変えたとおっしゃられておりました。(6) で市民が入ってございまして、2期のときには公募の市民もおられたようでございますが、今回もそのようにお考えでらっしゃるのかどうかを確認したいと思います。

2点目は、これも委員構成ですが、老人ホーム入所判定委員会、もし、これ特養とかも入っているんだったら、委員構成が養護老人ホームの施設長だけというのはいかなものかと思ったものですから、確認したんですけども、現実的に養護老人ホームの入所判定

がほとんどだということなので、これでいいのかとは思いますが、気になるのは(4)地域包括支援センター長がありますが、今、大竹市には大竹市地域包括センターと玖波地区地域包括センターと、2つありますので、この辺のお考えを教えてください。

あと、大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会のほうですが、(3)と(4)の違いはそのように考えてらっしゃるといのがわかりました。これ(1)介護保険被保険者を入れてらっしゃいますが、ここは何か意味があるのかどうかを教えてください。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 1点目の公募につきましては、現段階で確定しているものではございませんが、今のところ考えてはいないといったところです。と申しますのも、先ほど申しましたように、この地域福祉計画が高齢者、障害者、児童、それから生活困窮であったり、成年後見とかの権利擁護等、非常に多岐にわたるといったところでありますので、公募した際にある分野に偏らないようにしないといけないという配慮が必要なのかなとしたときには、相当多数の委員が必要となるのではないかとということもあり、こちらがバランスを考えて選任しようとしている委員と的人数的な均衡が保てるのかどうかといったところがありますので、そうは言いながら、少人数でということになれば、じゃあどの分野をといた、そういった悩みありますから、今のところは市のほうで適当であると考えている団体とか、個人も含めて、そういった方により構成をしようと考えております。

それから、2点目の大竹市老人ホーム入所判定委員会の地域包括支援センター長でございますが、おっしゃられるように、現在は2カ所、地域包括支援センターがあります。これまでは従来からありました社会福祉協議会が運営している地域包括支援センターのセンター長を委員としておりました関係もありまして、今後、4月以降もそのようには考えているんですが、これも必要に応じて、もう一つの玖波地区にできました地域包括支援センターのセンター長を入れるということも考えてもと思いますが、これも委員が6名以内、実態は5名です。6名にして、6名のうちの2人が地域包括支援センターのセンター長となると、これもバランスとかもありますので、その辺も考えながら検討させていただきたいと思っております。

それから、3点目の大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会の(4)被保険者でございます。これは、もともとのベースであった老人福祉専門委員会、こちらのほうにも被保険者ということで4名の方、実際には14名の委員の中の4名を被保険者として構成をいただいております。実際には地区社会福祉協議会から推薦をいただいて、委員になっていただいているんですが、この会議の大きな目的として介護保険の保険料であるとか、向こう3年間の施設、事業所をどういったものを整備するかといった、そういった検討をする場でございますので、市民の目線からの意見も必要であろうということから含めております。

以上でございます。

○田中委員長 細川委員、3度目になります。

○細川委員 ありがとうございます。

今、最後の大竹市高齢者福祉及び介護保険事業推進委員会のほうは、地区社協から選任

していただいているということでしたので、今後も複数人入ると理解していいんでしょうかね、というふうに受けとめました。最初のほうの大竹市地域福祉等推進協議会ですが、これは今度法律が変わって、他の障害者計画とかの上位計画になるというふうになったと紹介いただきました。これ、初めて、1期と言っていいかわからないんですが、初めて地域福祉計画をつくったときには、かなり時間をかけて、いろんな、何と言うんですかね、ワークショップという言い方は合っているかどうかわからないんですけど、いろんな団体とか地域とか、市民の皆さんの声も上げるような形でつくってきたと思います。もう1回でき上がったものなので、2期、3期については同じやり方はしなくていいとも思うんですけども、そういった上位計画になるということであれば、今後、またどこかのタイミングで計画についてもいろんな階層の方、いろんな立場の方のお声がしっかり反映できるような形というのを今後も考えていただければと思います。

要望でいいです。

○田中委員長 いいですか。要望ということですか。

他に質疑ございませんか。

はい、どうぞ。

○藤井委員 お願いいたします。

今回、5件の附属機関を新たに設置するというので、ホームページをめくってみますと、こういったいろいろな附属機関が25機関あるのではないかと思います。たまたま私が今回、市民活動助成金についての一般質問を行おうと準備しているときに、これの許可をされるメンバーがどういう方かなということで、市政のあらましを調べたのですが、こっちは出ていないんですね。それでホームページまではやらなかったのですが、ホームページを見てみると、いろいろ出て25機関があるということで、今回、これに5機関を加えて、30機関になるという考えでよろしいのかどうか、そこをお聞きします。

○田中委員長 企画財政課長。

○三原企画財政課長 一括条例で規定している者については、それで結構かと思えます。あと、個別条例というものがございまして、それぞれ法で設置を義務づけられているものというものがあまして、国民保護協議会であるとか、防災会議、こういったものが別に6機関あったと思います。なので、それも加えていただいて、36機関ということになるのかと思えます。

○田中委員長 いいですか。はい、どうぞ。

○藤井委員 今、お答えをいただきまして、はっきりわかりました。確かに6機関が足りない数が合わないんですね。36機関にならないので、よくわかりました。ありがとうございました。

○田中委員長 他に質疑はございますか。

北地副委員長。

○北地委員 2つほどお願いいたします。

今度の附属機関、いろいろ5つ加わるわけでございますけども、2つの団体についてちよっとお伺いいたします。

1つが大竹市地域包括支援センターの運営協議会と、もう一つが大竹市移動等円滑化促進協議会の2つでございます。まず、大竹市地域包括支援センターのほうでございますけれども、今の要綱の中では、所掌事項につきまして、多機関ネットワークの形成とか人員配置などというのが挙げられておりますけれども、この改正案では、それがなくなっているということなんですけれども、そういう点については、どのような対応がとられるのか。それと、組織につきまして、第3条第2項第3号でございますか、被保険者やサービス利用者が委員となるようになっておりますけれども、改正案のほうでは、これがなくなっていると。意見等聴取する上では、重要な方々だろうと思うんですけれども、その辺の考えはいかがなんでしょうか。お伺いいたします。

それともう一つ、大竹市移動等円滑化促進協議会でございますけれども、委員構成の中に高齢者を代表する者とか、障害者を代表する者とありますけれども、この方々はどのように選定していくのでしょうか。例えば高齢者などは幅が広いといえますか、そういうのもあるろうし、特に今までだったらシニアクラブみたいな方が代表になるんかとは想像するんですけれども、そのあたりどうなのかと。それと、障害者についても身体とか精神とか耳の不自由な方、目の不自由な方とか、障害の種類はたくさんあるので、そういったものを代表する方というのをどのように選定するのか、その辺をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 1点目について、お答えをいたします。

今回、大竹市附属機関設置に関する条例に加えるということで、その条例が別表に加わるということがありまして、他の附属機関等の規定ぶりに合わせたといったところが1つございます。それ見たときにコンパクトにまとめられるものは、コンパクトに役割を書かれているということがありましたので、まず、そこに合わせる努力をしたといったところがあります。おっしゃられました多機関ネットワークの形成につきましては、地域包括支援センターの本来すべき業務として、他職種協働による地域包括支援ネットワークの構築、これに該当するということもありますので、今回の規定にありますセンターの設置・運営に関する事項で言い当てていると考えております。同じように人員配置につきましても、その設置の部分に関して、これも言い当てているということから、今回、コンパクトにしたということで、決して記載がないから今後やらないということではございません。むしろ地域包括支援センターの活動が幅広くなってきたということで、限定的に列挙していくのが難しくなったといったところもお考えいただければと思います。

それからもう1点の被保険者及びサービス利用者が外れたというところでございますが、介護保険法施行規則において、地域包括支援センターは運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保することと運営協議会の役割が規定されております。例えば一部の事業所の利益のために委託先が偏っているとか、あるいは業務内容のうち、この業務はよくやっているのに、反面、別の業務が極端におろそかになっていないかと、そういった状況がないかというのを監視する役割があると思っております。そうした役割を果たす委員として、市民目線も必要とは思いますが、それよりも関係機関や関係団体、それ

から実際にサービスを提供している事業者等、こういった委員を厚く配置をしたいということから、今回、外れたという理由でございます。

以上でございます。

○田中委員長 古賀土木課長。

○古賀土木課長 大竹市移動等円滑化促進協議会の構成員のことについてお答えさせていただきます。

まず今回、移動の円滑化の方針ということで、先ほど副市長のほうの説明させていただいていますが、大竹駅の整備に伴い大竹駅を中心としたものをまず取り組ませていただきたいという中で、法律の中に利用する高齢者、障害者等、その他利害関係者云々の意見を反映させるというものがございまして、こういったところに、協議会の中に参加していただいて、幅広く意見を聞きながらやろうと考えているところでございます。また、この大竹駅を中心としたものをやるということで、範囲的にも、まだこれからこういったものをするかが決まっていないう中で、対象とする施設が詳細に決まっておきませんので、その利害関係者とか、そういった施設の関係者あたりもどう選定するかというのは、これから新年度に入って考えさせていただく中で、先ほど言われました高齢者、障害者等につきましても、直接的に高齢者、障害者の方を選定することも考えられましようし、そういった方に配慮できることを示唆していただける方ということで代表していただくということも考えられるものと思っておりますので、これからそういったところに皆さんに幅広く、特に障害者の方はいろいろな障害の種類の方がいらっしゃいますので、そこら辺を配慮できるように考えております。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第2、議案第22号、大竹市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する追加説明はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 追加説明はないということでございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしという声が多いわけです。では、本件に対する質疑を終結いたします。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第3、議案第21号、大竹市一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

追加説明ございますか。

香川市民生活部長。

○香川市民生活部長 別にございません。よろしくお願いたします。

○田中委員長 追加説明はないということでございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑ないようでございます。それでは、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第15号、大竹市コミュニティサロン設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本会議場で説明ございましたが、追加説明ございませんか。よろしいですか。追加説明はないようでございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 1点だけお尋ねいたします。

コミュニティサロン側との協議はされていると思いますが、そちらでどのような感じだったのかを教えてください。

○田中委員長 自治振興課長。

○伊崎自治振興課長 コミュニティサロンの運営といたしますか、時間のことにつきましては、

三館会議というのがございまして、各館の代表者の方が来られる会議がございまして。その中で住民の方々が、今の2時間ではなく1時間単位にできないかという御要望があったと聞いております。今回は、それを実現といいますか、させていただきたいということで、提案させていただいております。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

それでは、本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第5、議案第24号、大竹市地区集会所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

追加説明もないようでございますので、本件に対する質疑を求めます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり決しました。

日程第6、議案第17号、大竹市阿多田保育園設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

追加説明ないようでございますので、質疑を受けたいと思います。本件に対する質疑はございませんか。

和田委員。

○和田委員 第13条に指定管理者は保育園に施設長、保育士、その他の必要な職員を置かなければならない。とありますが、阿多田保育園に何名ぐらいの職員を置く予定でございますか。

それともう1点、定員が20名までとじていますが、2歳以上の対象者を何人ぐらい保育

する予定となっていますか。聞かせてください。

○賀屋委員 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 阿多田保育園の職員の体制につきましては、非常勤の施設長が1名、常勤の保育士が2名、その常勤の保育士が休むときには代替保育士が2名程度いらっしゃると思います。あとは、嘱託医、これは非常勤特別職ですけども、内科医、歯科医を配置して現在も運営しております。

利用者につきましては、平成30年度は10名です。平成31年度は8名の利用を予定しております。

以上です。

○田中委員長 和田委員。

○和田委員 ありがとうございます。いいです。

○田中委員長 いいですか。

小田上委員。

○小田上委員 おはようございます。

まず3点、お伺いします。

今、阿多田児童館という名称なんですけれども、この児童館から保育園というものに変えることによって、どういうところが大きく変わりますよというところをまず教えていただきたいなと思います。

あと、阿多田の皆様に住民説明されていると思いますけど、そのときの様子ですね。どんな反応があったかというところ。

あと、先ほど答弁ありました施設長。恐らく児童館の館長は自治会長さんがされていたという経緯があるのかなと、これから施設長さんはどなたがされるのかというところですね。

あと、認可外保育施設にした理由、説明ありましたけど、いま一度説明お願いできればと思います。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 これまでの児童館の主な目的といたしましては、児童館条例にありますように、児童の健全な遊びの提供、健全な遊びの指導等で、小学校の児童も使えるという施設でございました。その中で、改正前の児童福祉法第24条のただし書きに基づき、これまで保育をやっておりました。実際の利用実態につきましては、小学生の利用がございません。あと、これまで阿多田児童館の運営方法につきましては、去年の平成30年3月の生活環境委員会で議員さんからも御指摘がありましたので、大竹市公立保育所等基本再編方針により、保育施設へ転換するということを決定しました。大きく変わる点は、保育をする施設として位置づけられることとなります。

住民説明会の反応でございますが、平成30年9月20日に説明会を行いました。市の説明としましては、再編基本方針において、阿多田児童館は、児童館から保育施設へ転換するという方針であるという説明をいたしましたところ、地元の方からは、今の運営方法が変わらなければ特に問題ないということで、特に異論はなく、今回の市の方針について了承

を得ています。

3点目については、後ほど課長から説明させていただきます。

4点目の認可外保育施設とした理由については、まず、認可保育所には国の基準がございます。開館日数、保育時間、職員配置、保育料、そして保育室の面積等、今の阿多田児童館の施設では国の基準を満たさない部分がございます。議場で説明したように、まず給食施設というのが、離島のため困難なので、その点も認可保育所となれば調理業務は必須となっております。一部外部搬入も可能となっておりますが、難しい。あとは、認可保育所と同等程度のサービス、今回、阿多田保育園としましても、土曜日が休みとなりますので、本来、認可保育所であれば、土曜日、保育の業務が当然入ってまいります。そういった面から認可外保育施設として、今の運営実態に即したようなやり方ということで、認可外保育施設という決定をさせていただきました。

以上です。

○田中委員長 金子福祉課長。

○金子福祉課長 3点目の館長はどなたかという御質問だったかと思うんですけども、数年前から保護者の方がなっておられまして、引き続いて今後も施設長をしていただく予定になっております。自治会長さんではございません。運営委員会でございますので、その中には保護者代表、それから民生委員さん、それから自治会長さんも入っておられまして、運営そのものはそちらのほうでお話をされているような状況でございます。

以上です。

○田中委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

住民説明の際に、今の運営方針が変わらなければということ、すごくよくわかります。あと、小学生も含めて遊び場という観点から、保育施設に変わるということは、要望がすごくあったんだろうと思います。

認可外にされる理由もさまざま理由があつてということで、よくわかるんですけども、10月からの消費税率の引き上げに合わせて、認可保育所の場合は無償化、認可外の場合は補助が出ますよという話もありますけれども、この無償化または補助の対象になる施設ということになるのか。対象にすべきだろうと思うんですけど、今、児童館は無料というところから保育園の利用料を6,000円となっておりますので、そのあたりがどうなるかというところ。

あと、ちょっとした疑問なんですけど、保育所というところがほとんどだと思うんですけども、大竹市内の場合。ここを阿多田保育園という名前にされた理由、教えてください。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 10月からの保育所、幼稚園の無償化につきましては、認可外保育施設も現在対象となる予定です。認可外保育施設は、そもそもは料金が自由に設定できて、普通でいけば認可保育所よりも高い料金が設定されております。国の今の予定では、上限月額3万7,000円まで利用料が無償化されるということは聞いておりますが、その詳細については、まだこちらのほうにも入っておりません。10月から無償化されれば、この6,000円と

いう料金についても無償化するように検討はすることになりますが、今のところ断言できませんので御了承ください。

保育園とした理由でございますが、児童福祉法やほかの法令では保育所が正式名称が使われています。保育園というのは、法令の用語にはないんですが、保育園は通称として、幼稚園と語呂を合わせたり、施設が自由に選んだりして、呼び名が異なるだけでどちらも同じものなんですけど、例えば岩国市や廿日市市、広島市とかは、ほぼ認可保育所では保育園、何々保育園というのを使っております。大竹市は多分、幼稚園が少なかったんだろうかと思うんですが、大竹市の認可保育所では、これまで保育園ではなく保育所という名称を使用しております。今回、阿多田保育園としたのは、こちらとしては、認可保育所と認可外保育施設とを分けるという意味合いもありますが、9月の地元の説明会のときに、地元の意向を聞いたところ、阿多田保育所よりも保育園のほうがやわらかくていいかなという意見をいただきましたので、それを踏まえて、今回、阿多田保育園ということで名前を決定させていただきました。

以上です。

○田中委員長 小田上委員。

○小田上委員 ありがとうございます。

そうですね、無償化については、ぜひやっていただきたいなというところと、園というのになるのは、実際通わせている身からすると、所より園のほうがやわらかくていいなと思いますので、ぜひ広げていってほしいなと思います。

ありがとうございました。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 児童館を使って保育園にすると、正式には保育所というのが法律的にはそれが正しいということが先ほどありましたが、そのとおりだと思います。

広さ的に、私ちょっと児童館の中を見た記憶がないので、大変申しわけないんですが、そのまま保育園として、改装とか、何か備品買ったり、そういったことをしなくても、そのままもうできるのかどうか。その点について伺いたいと思います。

もう一つは、1歳から利用できるようになっていっていると思うんですが、わざわざ、これ2歳以上であること云々と書いてあると思うんですが、そうしたわけ。

それと阿多田は、こういったことは言ったら失礼なんですけど、非常に小規模ですよ、まち自体が。そういったことで、阿多田保育園を継続してやっていける見通しについて、どういうふうを考えられているのかどうか、この3点、ちょっとお願いいたします。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 現在の設備、備品等で運営ができるかという御質問につきましては、現在も、今、保育を行っておりますので、特に改修等せずに4月からそのまま運営することができます。

先ほど、保育所の定義は、児童福祉法にあるんですけど、認可外保育施設は児童福祉法には定義はありません。ですから、今回、市の公の施設として、大竹市阿多田保育園設置

及び管理条例を制定しております。

利用対象者の年齢につきましては、これまで児童館条例でおおむね3歳以上というのが書いておると思います。今回、2歳以上を対象にしたのは、現在でも年少の3歳からですね、幼稚園、保育所上がる前に、事前にならしという形で2歳のお子様を預かってほしいという地元の声がありまして、現在でも2歳の子供を預かっておりますので、引き続き2歳以上ということで設定させていただきました。

今後の見通しにつきましては、今の就学前児童数の見込みでいきますと、現在10名、平成31年度は8名で、今のいらっしゃる児童数から計算しますと、平成32年度も6名の利用が見込まれております。その間、阿多田の方に出産があればふえると思います。ふえることを期待しておりますので、今後の利用人数等が1名か2名ぐらいになるという見込みというのは、今のところ持ち合わせておりません。例えば平成34年度に小方に新たな保育所ができる予定ですので、フェリー乗り場に近い、そこを利用する阿多田の方もいるかもしれないので、その辺の状況になりましたら、今後の施設の方向性をまた再度検討することになろうかと考えております。

以上です。

○田中委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。

数年間は何かかなりそうだといいところですね。それで、利用者の年齢ですね、お子さんの年齢によって保育士1名当たりで何名見れるよというふうなことになっておろうかと思うんですけども、先ほどの御説明の中で、非常勤の施設長がおられて、保育士さんが2名というふうに伺ったんですけども、それでとりあえずは10名ぐらいを見るということなので、ちゃんと満たしているということですね。それでよろしいですね。

阿多田は島なので、保育士さんが、その島内で確保できるのかどうか。こちらから通うのであれば、8時半から17時までといたら、かなりの通勤にロスが生じるんじゃないかなというふうに考えています。そうして、もし、こちらから通うのであれば、その船賃ですね、経費の助成とか、そういったものも考えられるのかどうか。

この2点についてお願いします。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 現在、阿多田で勤められている保育士の方は、地元の方が1名、そして社協に指定管理者をお願いしておりますので、社協から1名、本土から阿多田のほうに渡ってもらっております。船賃等については、指定管理料の中に含まれて、社協のほうに委託料を支払っておりますので、当市のほうでは船賃等については、ちょっと把握できておりません。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 月額6,000円を限度にということで、4月から利用料金を徴収をすることになるわけですが、今まで児童館の場合は無料ということで、ただし、おやつ代等で実費をも

らっていたというふうに聞いているんですけども、その今までのおやつ等をやめるというわけにいかないんでしょうから、今度は利用料金の6,000円の中に、そのおやつ等も全部含まれた話なのか、その実費は別途また要りますという話なのか、そのあたりを含めて、地元のほうに説明はされてると思うんですが、どういうふうな取り扱いになるのか、また、地元の反応はどうかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 これまでも阿多田の保護者の方からは、6,000円程度、例えばこれについては保育材料費、遠足、フェリー代等にかかる保育に要する費用として、毎月6,000円程度を児童館のほうに納めてもらっておりました。保育園の利用料金につきましては、先ほど委員さん言われましたようにお菓子代も含めた額で月額6,000円を限界という設定で考えております。

以上です。

○田中委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 ということは、この6,000円で全てを賄うということで、新たな保護者の出費というのは、ないと考えているということによろしいですか。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 そのとおりです。

以上です。

○田中委員長 ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 それでは、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第7、議案第18号、大竹市保育所設置条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

小田上委員。

○小田上委員 済みません、1点だけお伺いします。

現在、この建物については、木野支所という形で利用されていると思うんですけど、2回ほど説明会が行われているということで、今後の活用方針というのが、もしあれば教えてください。

○田中委員長 丸茂児童係長。

○丸茂児童係長 この施設につきましては、4月から所管が福祉課から市民税務課に変更になります。住民説明会の中では、4月からも引き続き、この施設で支所業務は継続すると

いうことと、今後、どうなるかという方向性については、まだ決まっていないということを説明させていただきただけで、今後の利用については、白紙でございます。

以上です。

○田中委員長 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

済みません、ちょっと退席します。お願いします。

○北地副委員長 それでは、日程第8、議案第26号、大竹市阿多田保育園の指定管理者の指定についてを議題といたします。

大竹市議会委員会条例第17条の規定により、田中委員長は退席しておりますので、私のほうで進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、本件につきましては、本会議場で提案説明ございましたけども、補足説明等あればよろしく願いいたします。

特にありませんか。わかりました。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 質疑なしと認めます。それでは、質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。本件に関する討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

それでは、本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○北地副委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは田中委員長、入場をお願いいたします。

○田中委員長 それでは続きまして、日程第9、議案第16号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する追加説明はございませんか。よろしいですか。追加説明ないということでございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 では、2点ほどお願いします。

今回、保証人についての記載がしっかりされたということですが、保証人の要件について教えてください。

あと、議案説明の際に、保証人を立てない場合は3%以内だと、今のところ1%と考えているといった御説明でした。この1%の根拠についてお願いします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 1点目の保証人の要件でございまして、5点考えております。

1点目として、まず借受人と連帯して責任を負える者であること。それから2点目に弁済の能力を有する者であること。3点目としまして、借受人と同一世帯の者ではないこと。それから4点目、災害援護資金の借受ではないこと。最後に市内在住であることとしておりますが、これについてはやむを得ない場合は、近隣の市町村に居住している方でも可能ということにしております。

それから、1%とした根拠でございまして。この利率の算定に当たりまして、他の自治体も同じ状況でございまして、いろいろ情報交換をさせていただきました。その中で1%とする自治体が多かったといったところが1つあるんですが、その多かった理由としましても、他の福祉制度における貸付金というのを参考にしました。それについては、母子父子寡婦福祉資金貸付金と申しまして、都道府県、政令市、中核市が実施主体となって貸し付けを行っている貸付金でございまして、この貸付金の利率が保証人を立てる場合は無利子。保証人を立てない場合は1%といった制度がございましたので、これを参考に設定をさせていただいたものでございます。

以上でございまして。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 保証人の要件は、年齢とかはないようでございましたが、返済能力を問われるということであれば、一定以上の所得、収入がないと、なかなか、そういった条件は多分つくんだろうなと、審査があるんだろうなと思います。被災された方ですね、これを利用する方は。かなり大きな災害のときに想定されるのかなとは思いますが、少し保証人が難しいケースも出るんじゃないかいうのを心配しています。その上で保証人があるんなら無利子だけれども、いない方は少ないとはいえ1%というのが、本当に困ったときに借りたいという場合ですし、遅滞金がある場合には5%でしたっけ、という制限もありますので、この1%を低くする。これ、今、母子父子寡婦福祉資金貸付金を参考にされたとおっしゃいましたが、いろんなケースが福祉の貸付金あるように思います。何もこれだけを参考にしなくてもいいと思うんですけれども、被災された方に、何と言うんですかね、寄り添うですか、優しいですかね、状況を考えて柔軟に利率についても今後考えていただければと思いますが、何かお考えありますでしょうか。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 利率についてでございまして、まず、これは国の法律に基づいている

もので、これまで法律の中で3%と規定されていたものが、3%以内で市町村が定める率ということに変更されたことによる条例改正でございます。数年前の東日本大震災のときには、法律の中で特例というものが定められまして、その際にも保証人がある場合は無利子、ない場合は1.5%といった設定をされております。そういった流れもありまして、ちょっと無利子にということまでは、今回、考えが及ばなかったんですが、今後の市中金利の変動であるとか、先ほどの福祉の貸付金の利率が変更されるとか、そういったところを柔軟かつ迅速に対応ができるようにということで、条例の本則の中に1%と規定せずに市長が別に定めるといった規定にしておりますので、そういったところは情勢に応じて変更等考えていきたいと考えております。

以上です。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 それでは、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

日程第10、議案第19号、大竹市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 よろしいですか。質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第11、議案第20号、大竹市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する追加説明をお願いいたします。

米中健康福祉部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 本会議場の提案説明の中で、地域支援事業の一部の事

業を保健福祉事業として実施することにより、地域支援事業の枠に余裕が生じるというふうに御説明させていただきましたが、その内容につきまして、お手元の資料に基づいて、地域介護課のほうから御説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 それでは資料をお配りしておりますので、後ほど、これに基づきまして説明をさせていただきます。

まず、本市における介護保険のサービス体系でございますが、これは資料にはないんですけど、デイサービス、あるいはホームヘルプサービス、施設サービスなどの保険給付、それと資料の左側の表にあります地域支援事業の2つにより構成をされておりました。本議案では、平成31年度以降、これに右側の保健福祉事業を追加しようとするものでございますが、提案理由で御説明しましたように地域支援事業で行っている事業の一部を保健福祉事業に移行し実施しようと考えております。お配りしております資料は、その移行する3つの事業をあらわしたものでございますが、それぞれの事業について、簡単に御説明させていただきます。

左側の表で太字にしておりますが、まず総合事業のうち一般介護予防事業であるカラダがよろこぶ健康講座でございます。本事業は栄公民館、玖波公民館及び大竹会館において、月1から2回、運動を主体とした介護予防のための教室を開催しているものでございます。その3行下の高齢者生きがい対策事業は、大竹市シニアクラブ連合会が主体となり、毎年6月ごろに開催しておりますシニア健康づくり大会の経費の一部を負担しているものでございます。最後に任意事業の家族介護用品支給事業でございますが、自宅で要介護4、5の方を介護している住民税非課税世帯の方に対しまして、紙おむつなどを購入するための費用として、月当たり5,000円を支給しているものでございます。

なお、これらの事業を移行する理由につきましては、大きく2つございます。まず1点目ですが、地域支援事業費に一定の上限額が定められている事情がございます。市では今後も総合事業の訪問型サービスや通所型サービス、これは表の上から3、4行目あたりにあります。これらの事業の充実を図っていく方針であることから、地域支援事業費をできる限り余裕のある状態にしておく必要があることが1つ目の理由でございます。もう1つの理由としまして、下側の家族介護支援事業につきましては、国が定める地域支援事業の実施メニューから外れることとなった影響によるものでございます。これにより、今後、この事業を地域支援事業として継続することが難しくなったため、別の事業に切りかえて実施をしていくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中委員長 ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 補足説明、ありがとうございます。

地域支援事業から移したかった理由についてはわかりました。新たに今度、保健福祉事

業というのを始めるということですが、こちらの事業を始めると、別枠で始めることの可能性ですか。ちょっと見では、この地域支援事業の中の一般介護予防事業と、今度移行した保健福祉事業と一緒にしたいと思うんですけども、この辺のこっちに移すことによって、可能性がこのように広がるという話をさせていただければ、とても納得できますのでお願いします。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 財源の話をしていただきますと、地域支援事業につきましては、国、県、それから市、そして保険者からの保険料、これを財源としております。それから、保健福祉事業につきましては、基本的に全額保険料を財源とする事業となります。保健福祉事業では、これは提案説明の際に御説明をしておりますけど、要介護被保険者を現に介護する者の支援のために必要な事業であるとか、要介護状態になることを予防するための事業とかいった要件がございますが、余りたくさんやると、やはり保険料にはね返ってくるといったところもあります。有効な事業ではあると思いますので、その辺のバランスを考えながら、今後、これを拡充していくかどうかというのは考える必要があるのかなとは考えております。

ただ、現在の事情を申しますと、国から市町村の自立支援の事業であるとか、重度化防止の取り組みに対し、国から交付金が出るという制度が今年度からできております。できているんですが、今の状況では平成32年度までであることはわかっているんですが、400万円程度支給をされるということになるろうかと思っております。これを財源として、来年度以降2年間は、この保健福祉事業を行っていくかと思っております。その後は継続されるのかどうかはまだ未定ですので、継続されなければ保険料として影響を受けるといったことがありますので、この事業を今後ふやしていくということは、その辺のバランスを考えながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、日程第12、議案第29号、平成30年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 本件は可決すべきものと決しました。

それでは、最後になります。日程第13、議案第30号、平成30年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本件に対する質疑を求めます。質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 うっかり者の私でございますので、違っていたら教えてください。

この件に関する債務負担行為、初めて見たように思うんですけども、これはどういうことなのかなど。違っていたら違っていると言っていたければ結構でございます。

○田中委員長 佐伯地域介護課長。

○佐伯地域介護課長 初めて計上したものでございます。

実施しようとしている事業は、これまでやってきた事業で、1つは大竹市地域包括支援センターの運営の委託の関係、それともう1つは、玖波地区地域包括支援センター、それから認知症初期集中支援チーム等のそういったものに係る委託料、その2つについて債務負担行為を設定させていただくものでございます。

理由としましては、双方の地域包括支援センター業務について、新年度、4月1日午前0時から業務を開始するものでございます。本来であれば、従前から債務負担行為とすべきものであったんですが、その4月1日の午前0時よりも前に委託契約を結んで、午前0時から事業が開始できる状況にするべきということで、今回、補正予算を計上させていただいたものでございます。

以上です。

○田中委員長 細川委員。

○細川委員 ありがとうございます。

そうしたら、この地域包括支援センターに要する経費というのが、社協に委託している大竹市地域包括支援センターのほうで、下の認知症初期集中支援推進等に要する経費がメープルのほうに委託している玖波地区地域包括支援センターでしたっけね、ということですね。はい、わかりました。

○田中委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

本件を採決いたします。本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田中委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で全ての日程を終了いたしました。

皆様方の御協力、感謝いたします。

以上で生活環境委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時17分 閉会